

Vpass 安心サービス特約 改定箇所

(2024 年 3 月改定)

改定前	改定後
<p>第 1 条(Vpass 安心サービス)</p> <p>2.当方がてん補する損害は、下記の条件を全て満たした場合に限るものとします。</p> <p>(1)第三者が、Visa Secure 対象加盟店、もしくは Mastercard ID Check 対象加盟店において会員のクレジットカード番号と <u>Vpass のパスワード</u> を使用することによって当該クレジットカードで購入代金の決済を行った場合。</p> <p>第 4 条(補償金を支払わない場合)</p> <p>1.次の場合は、当方はてん補の責を負いません。</p> <p>(6)会員、Visa Secure 対象加盟店、Mastercard ID Check 対象加盟店、または会員の法定代理人の故意または重大な過失により生じた事故</p>	<p>第 1 条(Vpass 安心サービス)</p> <p>2.当方がてん補する損害は、下記の条件を全て満たした場合に限るものとします。</p> <p>(1)第三者が、Visa Secure 対象加盟店、もしくは Mastercard ID Check 対象加盟店において会員のクレジットカード番号と <u>当社が通知した認証コード (ワンタイムパスワード)</u> を使用することによって当該クレジットカードで購入代金の決済を行った場合。</p> <p>第 4 条(補償金を支払わない場合)</p> <p>1.次の場合は、当方はてん補の責を負いません。</p> <p>(6)会員、Visa Secure 対象加盟店、Mastercard ID Check 対象加盟店、または会員の法定代理人の故意または重大な過失により生じた事故(<u>当社が通知した認証コード (ワンタイムパスワード) の管理において故意または重大な過失により生じた事故を含む</u>)</p>